

施行期日等について

原案

公布の日から施行する。ただし、「第5 基本計画」及び「第6 花とみどりの三重づくり推進会議」の規定は、令和●年●月●日から施行する。

なお、「第6 花とみどりの三重づくり推進会議」の規定の施行のために必要な準備行為は、「第6 花とみどりの三重づくり推進会議」の規定の施行の日前においても行うことができる。

規定	施行日		備考
	公布日	令和●年●月●日	
第1 総則			
第2 基本理念			
第3 県の責務等			
第4 基本的施策			施行日以降、予算編成 含め施策の検討が求 められる。
第5 基本計画			施行日以降、計画の策 定作業が求められる。
第6 花とみどりの 三重づくり推進会議			施行日には、推進会議 が設置されている状 態が求められる。
第7 施策の推進			施行日以降、予算編成 含め施策の検討が求 められる。

施行期日等に係る執行部意見（令和4年11月15日）要旨

以下の2点を踏まえ、条例の規定の全てが施行されるのは、事業計画、組織体制及び執行予算が整った令和6年度となるよう、施行期日及び準備行為について検討いただきたい。

- ① 基本計画の策定には、条例が施行されてから1年程度の時間を要する。
- ② 「第4 基本的施策」及び「第7 施策の推進」については、基本計画に基づき、準備又は実施を行うものである

対応案

令和5年4月1日から施行する。ただし、「第6 花とみどりの三重づくり推進会議」の規定については、令和5年10月1日から施行する（準備行為に関する規定は原案のまま）。

対応案の考え方

基本計画が実際に運用される時期を令和6年度（令和6年4月1日）からと想定すると、基本計画の策定作業は、令和5年度中に行う必要があるため、「第5基本計画」の規定は、令和5年度（令和5年4月1日）から施行する。

また、「第4 基本的施策」及び「第7 施策の推進」の規定については、当該規定を前提に基本計画は策定され、かつ、令和6年度予算の編成においても、本条例を根拠として検討いただきたいため、令和5年度（令和5年4月1日）から施行する。

なお、「第6 花とみどりの三重づくり推進会議」の規定については、令和5年4月1日に推進会議を設置することは困難なため、令和5年4月1日から6月遅らせた令和5年10月1日から施行するものとし、そのために必要な準備行為については、その日の前においても行うことができるものとする。

※ 令和4年度に本条例案に基づく事業を行うことは困難であるため、公布日に施行せず、原則、令和5年度（令和5年4月1日）からの施行とする。

規定	施行日		備考
	令和5年4月1日	令和5年10月1日	
第1 総則	→		
第2 基本理念	→		
第3 県の責務等	→		
第4 基本的施策	→		施行日以降、予算編成含め施策の検討が求められる。
第5 基本計画	→		施行日以降、計画の策定作業が求められる。
第6 花とみどりの三重づくり推進会議	準備行為	→	施行日には、推進会議が設置されている状態が求められる。
第7 施策の推進	→		施行日以降、予算編成含め施策の検討が求められる。